○東北地方整備局告示第三十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和三年三月三日

東北地方整備局長　梅野　修一

第１　起業者の名称　福島県

第２　事業の種類　県道小野富岡線改築工事（西ノ内工区・福島県双葉郡川内村大字下川内字西ノ内地内から同村大字下川内字坂シ内地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　福島県双葉郡川内村大字下川内字西ノ内、字大蛇ノ神及び字坂シ内地内

２　使用の部分　福島県双葉郡川内村大字下川内字西ノ内、字大蛇ノ神及び字坂シ内地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県双葉郡川内村大字上川内字瀬耳上地内から同村大字下川内字坂シ内地内までの延長5.0㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道小野富岡線改築工事（西ノ内工区）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道小野富岡線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により福島県知事が県道に認定した路線であり、起業者である福島県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により福島県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、福島県田村郡小野町を起点とし、田村市及び双葉郡川内村等を経由して、同郡富岡町へ至る延長約50.8㎞の幹線道路である。

本路線は、その一部区間が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による福

島県地域防災計画において第２次確保路線として緊急輸送路に指定されており、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故（以下、これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）を受けて、福島県が定めた福島県復興計画（第２次）では、本路線と接続する県道吉間田滝根線や一般国道399号の一部区間等とともにふくしま復興再生道路として位置付けられ、周辺の高規格幹線道路等へのアクセス性を向上し、避難解除区域等と周辺の主要都市等とを結ぶため、重点的に整備が進められるなど、東日本大震災からの復興にも重要な役割を果たす路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、一般国道399号とその一部を重用して利用されているにもかかわらず、沿線には住家や公共施設等が連たんしており、福島県県道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年福島県条例第104号。以下「県道構造条例」という。）に定める車道幅員等を満たさない区間や平面線形が不良な区間が連続しているため、大型車等のすれ違いに支障が生じているなど、幹線道路としての機能を十分には発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、必要な車道幅員等を備えた道路が整備され、大型車等がすれ違う際の支障が解消されるとともに、ふくしま復興再生道路の一路線として、改良が進む本路線の他の区間や県道吉間田滝根線等と一体となり、東日本大震災による被災沿岸部と周辺の主要都市等との間を往来する交通の走行性や、それらを連絡する東北横断自動車道いわき新潟線（磐越自動車道）や福島空港・あぶくま南道路（あぶくま高原道路）等へのアクセス性の向上が期待されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等へ与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和２年１月に任意で大気質及び騒音等の影響、動植物に関する調査を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音等については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、スナヤツメ北方種又は南方種、コオナガミズスマシ及びケスジドロムシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているイヌハギ、ミズマツバ及びキキョウその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。

これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、起業者は、工事期間中、サシバ等のモニタリング調査を実施することとしている。加えて、施工区域内及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、県道構造条例による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は、同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、現道に沿うように流れる二級河川木戸川水系木戸川を一旦橋梁により渡河し現道の南側をバイパス方式で通過する申請案のほか、現道のルートを踏襲し局所的に線形等を改良する現道拡幅案の２案による検討が行われている。

両案を比較すると、申請案は、必要な用地取得面積は多くなるものの、移転対象となる物件が少ないこと、トンネル等構造物の延長が短く施工性に優れること、事業費も低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は幅員が狭小であり、大型車等のすれ違いに支障が生じていることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、周辺自治体の長からなる双葉地方町村会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県双葉郡川内村役場